

# 「かさい」居合道教室 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「かさい」居合道教室（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、兵庫県姫路市東今宿3-10-9-701に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、兵庫県加西市を中心に日本の古武道である居合道の修得や普及・発展に関する活動、および地域・国際交流の活性化に資する活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- (1) 居合道の指導と健全なる心身の育成
- (2) 居合道大会、奉納行事、講習会の開催
- (3) 居合道に関する調査、研究、研修会の開催
- (4) 関係官庁、関係団体との連絡ならびに協力
- (5) 指導者から要請があった事項に対する協力
- (6) 登録グループとして活動する公民館の主催する事業の参加および協力
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第3章 組織

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の各号に該当する者を除き、本会の目的に賛同し入会登録を行った者とする。

- (1) 既に他の団体で居合道を修得する者。
- (2) 入会後に他の団体で居合道の修得を計画する者。
- (3) 直接・間接の如何を問わず、本会の会員資格を得て営利を目的とする者。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、次の各号により入会申込書を本会事務局に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 入会を希望する者が未成年者の場合は、保護者の同意を確認するため保護者が入会申込書を作成し、保護者または本人が提出する。

(2) 入会を希望する者が成人の場合は、本人が入会申込書を作成し提出する。

(経費等の負担)

第7条 会員は、本会則の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、総会で定めた会費について次の各項号に従い、本会事務局に対して納入しなければならない。
- 3 会費は次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 高校生迄 「2,000円/人・月」
  - (2) 前号以上 「3,000円/人・月」
  - (3) 65歳以上 「2,000円/人・月」
- 4 納期は原則月初めの稽古日とする。
- 5 やむをえない事由により納期までに納入できない場合、複数ヶ月分を一時に支払うことができる。
- 6 任意又はその他の事情により退会する場合は、未納分を含め退会届の提出年月日が属する月分まで納入しなければならない。なお、退会による納入済の会費は返却しない。
- 7 休会する場合は、本会事務局にて休会届が承認された翌月より休会期間中の会費は免除する。
- 8 復会する場合は、本会事務局にて復会届が承認された当月より会費を支払う。
- 9 父兄の送迎事情、会員の修学事情・勤務事情などやむをえない事由により、本会が登録グループとして公民館に申請する年間学習計画表に基づく稽古日や公民館行事（以下「通常稽古日等」という。なお、館外活動である奉納演武は通常稽古日等に含まないものとする。）について月に最大2回までしか参加することができないと会員または保護者より申し出があり、これを本会が認める場合は、本条3項各号に定める会費の半額を支払う。なお、会員の都合により通常稽古日等に全く参加できなかった月であっても、本条7項の場合を除き、原則として本条3項各号に定める会費の半額を支払う。
- 10 本会の都合により当該月の通常稽古日等が2回までとなる場合は、本条3項各号に定める会費の半額を支払う。なお、本会の都合により通常稽古日等が全く実施されなかった月は、本条3項各号に定める会費は免除とする。

(弁賠償)

第8条 成人、未成年に関わらず会員は、故意・過失の如何を問わず第三者に損害、傷害を与えた場合は、これを弁賠償する義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、退会届を本会事務局に提出した後に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
  - (1) 会員や会員の保護者との連絡が取れなくなったとき。
  - (2) 1年以上活動実績がないとき。ただし、休会届を提出した場合はこの限りでない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、本会則が定めた役員の職務の除名権限により直ちに除名することができるものとする。なお、除名された会員は当然に再入会を承認しない。

- (1) 本会則を遵守しないとき。
- (2) 本会の運営を著しく妨害したとき。
- (3) 会員としての義務を怠ったとき。
- (4) 会員としての自覚を欠き、指導者に従わないとき。
- (5) 本会の信頼を失墜させる言動を行ったり、損害を与えたとき。
- (6) 反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- (7) 第5条（会員の資格）の除外要件に該当すると認められるとき。

（会員資格の喪失）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 会費を6ヶ月分以上納入しないとき。
- (4) 本人が死亡したとき。
- (5) 当会が解散したとき。

## 第4章 役員

（役員）

第12条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査役 1名
- (6) 相談役 1名

（役員の職務）

第13条 会長は、本会を代表し、本会業務を統括する。除名権限を有する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。除名権限を有する。
- 3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
- 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 5 監査は、本会の業務および財産の状況を監査する。
- 6 相談役は、本会の居合道の指導、本会運営に関する助言、企画・立案、渉外に従事する。除名権

限を有する。

(役員を選任)

第14条 会長、副会長の選任は、会員から立候補および推薦された者の中から総会において選出する。

- 2 事務局長、会計、監査役の選任は会長が指名する。ただし、会員が未成年である場合は当該会員の保護者を会員代行とし選任することができるものとする。
- 3 相談役は、本会の最高指導者を指名する。
- 4 会長が事務局長、会計を併任することを妨げない。
- 5 副会長が監査役を併任することを妨げない。
- 6 期中に役員に欠員が生じた場合は、会長、副会長の権限で補充できるものとする。

(役員任期)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補充で選任された役員は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第17条 本会に次の各号の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第18条 本会の総会は、会員を以って構成し、毎年1月に開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 会則、事業等の改廃
  - (2) 事業報告、事業計画並びに収支予算および決算
  - (3) 会費の改正
  - (4) 役員を選任および解任
  - (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- 3 本会の会議は、会長が召集する。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(役員会)

第19条 役員会は、会長、副会長、相談役を以って構成し、これを三役と称する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

3 役員会は、会長が必要と認める時に招集する。

## 第6章 事業報告および決算

(事業報告書および決算)

第20条 会長は、毎事業年度終了後1ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない、

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、1月1日から翌年の12月31日までとする。

(事務局)

第22条 本会の事務局は、兵庫県姫路市東今宿3-10-9-701に置く。

## 第7章 会計

(会計)

第23条 本会の経費は、会費(別納会費含む)、補助金、寄付金等をもって充てる。

2 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

## 第8章 会則の変更と解散

(会則の変更)

第24条 本会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(解散)

第25条 本会は、全会員の3分の2以上の決議を経なければ解散することができない。

## 第9章 その他事項

(その他事項)

第26条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第10章 会員支援制度

(教室生支援制度)

第27条 当会が提供する教室生支援制度（以下、「本制度」という。）の新規利用、利用継続、届出変更、利用解除を希望する会員は、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 本制度の利用を希望する会員は、教室生支援制度新規利用・利用継続・届出変更・利用解除申込書（以下、「本制度申込書」という。）により申し込むものとする。
- (2) 既に当会に入会登録する会員が本制度の利用継続、届出変更、利用解除を希望する場合は、本制度申込書によりその旨を申し込むものとする。
- (3) 利用申し込みに対する当会事務局の承諾については、本制度の福利厚生サービス提供元事業者より発行される、利用に係る会員証および関係書類の交付をもって当会事務局が承認したものとする。
- (4) 本制度利用にかかる費用について、制度利用登録費用（別納会費）として8,400円/人・年を本制度の利用開始前に納入するものとする。
- (5) 本制度の利用契約期間は、本制度利用開始より1年とする。なお、利用継続を申し込む場合はこの限りでない。
- (6) 本制度申込書により利用解除を申し込んだ会員および第11条（会員資格の喪失）に該当する者は、本制度の利用を解除する。
- (7) 前号により利用解除となった場合でも、既に前納した利用料については返却しない。
- (8) 本制度の利用を希望し、当会事務局が利用を承認する会員の会費については、利用開始月から1年間は、会費から500円/人・月を減額するものとする。ただし、本制度の利用継続を申し込む場合はこの限りでない。
- (9) 本制度は、会員または会員の保護者に限り適用する。
- (10) 本制度の利用によって生じた損害については、当会はその責めを負わない。

## 第11章 登録グループ年会費

(年会費の支払い)

第28条 加西市が定める登録グループ連絡協議会に、年会費として会員数に200円を乗じた額を納付する。ただし、10名未満の場合は下限額2,000円を納付する。

## 付 則

1. 本会設立者および設立年月日は次のとおりである。

(設立者)

中西弘子

徳平義人

(設立年月日)

2013年(平成25年)1月1日

2. 本会則は、2013年(平成25年)4月1日制定実施する。
3. 2018年(平成30年)9月21日改正  
第10章 会員支援制度 第27条(教室生支援制度)を追加改正する。
4. 2018年(平成30年)12月28日改正  
第11章 登録グループ年会費 第28条(年会費の支払い)を追加改正する。
5. 2019年(平成31年)2月10日改正  
第3章 組織 第7条(経費等の負担)9項、10項を追加改正する。なお、本改正は2019年(平成31年)4月1日より施行する。

## 役員

本会役員については、定期総会において決議し、これを議事録(兼)通達として取り扱う。